

令和7年度

沼津市ITオフィス等進出事業費補助金

沼津市に初めてITオフィス等を設置すると…

最大570万円 補助します！！

沼津市内に新たに賃借によりITオフィス等を 開設する際に、経費の一部等を助成します



こんな事業者にお使いいただけます！！

- ・沼津市に初めてオフィスを設置する企業 (*1)
- ・進出前の事業実績を1年以上有する企業
- ・市内での事業開始時に従業員数が3名以上であること
- ・IT・コールセンター業 (*2)

*1: 市内の対象施設 (裏面参照) からの市内移転については本補助金の対象となります

*2: 対象業種詳細については裏面をご覧ください



補助対象となる事業

- ・令和8年3月31日までにITオフィス等を市内に開設すること
- ・新たに設置するITオフィス等の床面積が25㎡以上であること
- ・事業開始の日がITオフィス等の賃貸借契約日から180日以内であること

さらに！！

静岡県の実施する「ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金」との併用が可能！！
進出費用を抑えて新拠点の開設が実現できます！！

※併用には双方の要件を満たす必要があります。あらかじめご相談ください。

～沼津市ITオフィス等進出事業費補助金～

対象業種	日本標準産業分類 ・「大分類」情報通信業のうち(通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業) ・「大分類」サービス業(他に分類されないもの)のうち(コールセンター業)		
補助要件	・これまでに、市内(静岡県沼津インキュベートセンター、ぬましんCOMPASS内TENTO、沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリーを除く)に事業所を有しない企業等が市内において新たに賃借によりITオフィスを開設(本社の移転、支社等の開設、子会社等の設立をいう。)するものであること。(床面積:25㎡以上) ・従業員の数が3名以上であること。 ・ITオフィス開設前に1年以上の事業実績を有すること。 ・事業開始の日がITオフィス等の賃貸借契約日から180日以内であること。※1		
補助対象	建物賃借料※2の 2分の1	通信回線使用料※3の 10分の10	ITオフィス等開設経費
補助限度額	月額5万円	月額10万円	30万円
補助期間	最大36カ月		1回限り(初年度限り)
募集期間	令和7年4月1日～令和7年12月26日 (ただし予算額に達した場合は募集期間前に締め切ることがあります)		
必要書類	申請書、企業等概要調書、直近3期の決算書、事業計画書、収支予算書、納税証明書(その3の3)、法人登記事項証明書、定款、ITオフィス等の賃貸借契約書の写し等、通信回線使用料の見積書等、ITオフィス等開設経費の見積書等		

※1 ITオフィス等開設経費を申請する場合は、整備開始前に市と事前協議を行う必要があります。整備は交付決定後に着手していただきます。

※2 敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料その他直接事務所の賃借に要しない経費及び消費税額を除きます。

※3 直接事業の用に供される電話料金、インターネット接続費のほか、専用回線、プロバイダー利用料など、通信回線を利用して事業を行うために必要な経費を含みます。

問い合わせ先

沼津市 産業振興部 産業政策課

TEL:055-934-4744